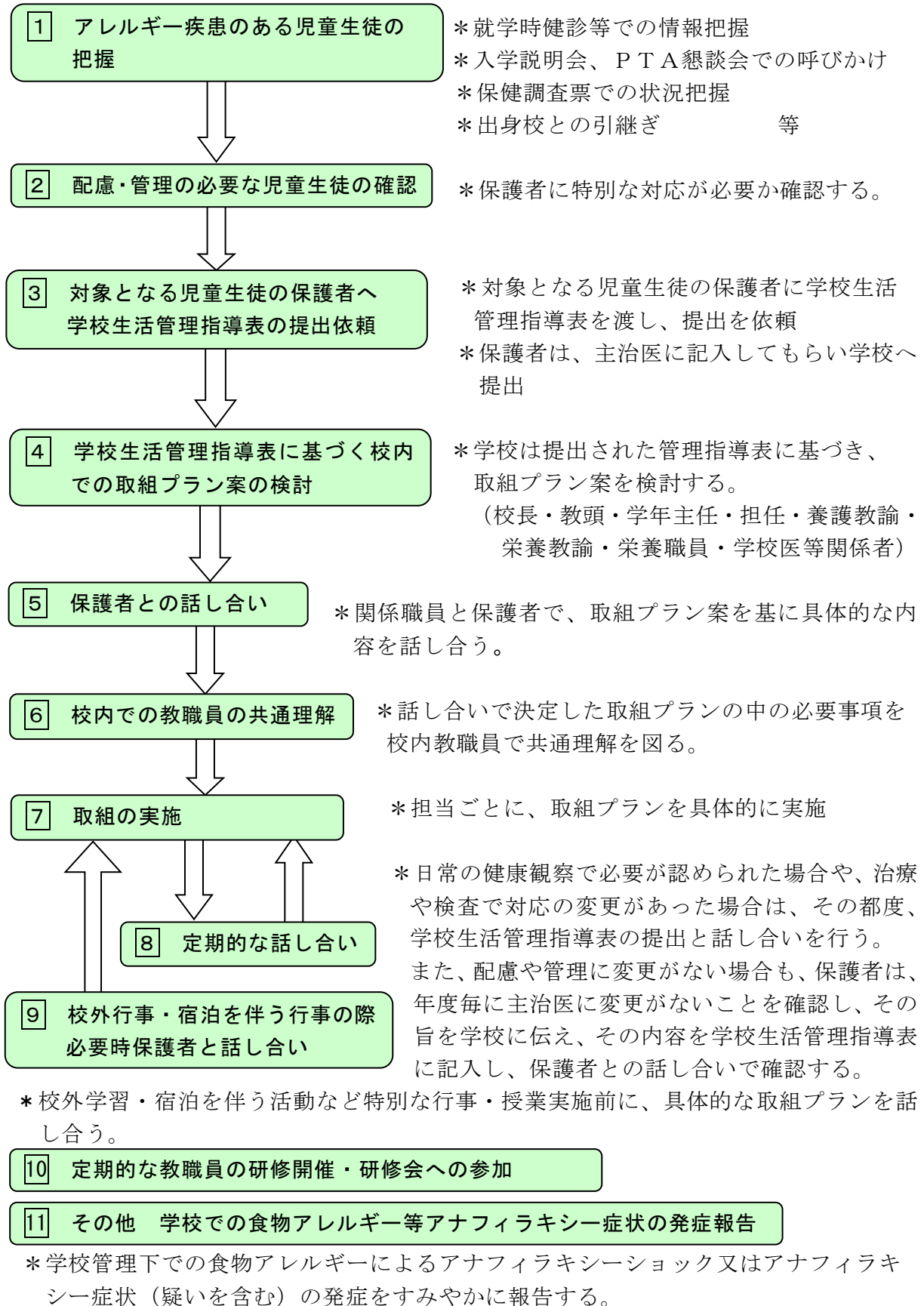


# I 学 校 生 活 編

< I 学校生活編 >

●アレルギー疾患のある児童生徒の対応の流れと発症報告（モデル例）



## ●アレルギー疾患のある児童生徒の具体的な対応と発症報告

### 1 アレルギー疾患のある児童生徒の把握

#### 1 新入生の情報把握

##### (1) 入学前の情報把握

- \* 出身幼稚園・保育所・小学校や中学校から情報収集を行う。  
幼保小連絡会等の学校間の連絡会や引継ぎ文書、入学児童生徒調査票にアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。

##### (2) 就学時健診時の情報収集

- \* 就学時健康診断問診票を活用する。  
保護者が記入する保健調査票等に、子供の健康状況を記入する欄やアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。
- \* 健診医による問診や聞き取り  
健診医による問診や、養護教諭等による保護者からの聞き取り調査や事後指導等の際、具体的かつ詳細な情報を得る機会とする。

就学時健診で食物アレルギーがあることを把握できたら、入学に当たり、今後も食品の除去や生活の中での配慮が引き続き必要か、主治医に相談することを勧める。

##### (3) 入学説明会・一日入学等での呼びかけと情報収集

- \* 保護者にアレルギー疾患の対応が必要な場合は、学校職員に申し出るよう伝え、必要時、聞き取りを行う。

様式例 1 IV-1

#### 2 在校生の情報把握

##### (1) 保護者からの情報収集

- \* 保護者にアレルギー疾患の対応が必要な場合は、学校職員に申し出るよう伝える。(毎年度実施)
- \* 定期健康診断の保健調査票にアレルギー疾患の項目を入れ、情報を得る。
- \* 家庭訪問時等に、保護者から家庭での対応状況等を確認する。
- \* 必要時、保護者に状況の聞き取りや個別面談を行う。

様式例 1 IV-1

様式例 2 IV-2

##### (2) 学校職員による日常の健康観察

- \* 日常生活の中で、児童生徒に食物アレルギーの症状が疑われる場合、関係職員・保護者等に連絡・対応を行う。

資料 1 V-1

## 2 配慮・管理の必要な児童生徒の確認

### 1 特別な対応が必要か確認

- \* 学校で配慮・管理を行う児童生徒は、医師が学校での配慮・管理を必要と判断した児童生徒で、学校生活管理指導表の提出を原則とし、該当になるか確認を行う。

「医師が学校での配慮・管理が不必要と判断した場合」

「家庭で管理を行っていない場合」「保護者のみの判断」は対象外とする。

- \* 家庭訪問時等に、保護者から対応の状況等を確認する。
- \* 必要時、保護者に状況の聞き取りや個別面談を行う。

様式例 3 IV-6

様式例 4 IV-8

参照 学校生活管理指導表作成の背景 II-1

学校生活管理指導表の活用 II-2

## 3 対象となる児童生徒の保護者へ学校生活管理指導表の記入依頼

- ### 1 学校における配慮・管理を希望する保護者に、学校生活管理指導表を配付し、学校への提出を依頼する。

- \* 学校生活管理指導表は、学校での取組や緊急時の対応に活用するために、記載内容を教職員が共有することへの同意について、保護者の意思を明らかにし、その旨を裏面の署名欄に記入していただくよう依頼する。
- \* 学校生活管理指導表については、文書料がかかる場合もあり、その費用は保護者負担になることを伝える。

令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等の学校医に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となった。

資料16 V-90

- \* 学校生活管理指導表を提出された際は、1部コピーして保護者に渡し、原本を学校で保管する。
- \* 記載内容について、必要時学校から主治医に問い合わせる場合もあることを伝える。

様式例 5 IV-9

## 4 学校生活管理指導表に基づく校内での取組プラン案の検討

### 1 対象児童生徒の情報管理

- \* アレルギー疾患のある児童生徒の状況を児童生徒ごとにまとめ活用する。

様式例 6 IV-10

- \* 児童生徒の個人情報の取り扱いには、十分留意をした上で、所定の場所に保管し、必要時、教職員が適切に対応できるようにしておく。

### 2 アレルギー対応委員会等の設置と管理体制づくり

- \* 校長の指導のもと、関係職員で学校の実情に応じたアレルギー対応委員会等を組織し、教職員が連携・協力できる体制をつくる。

資料 2 V-1



「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より引用

### 3 専門家からの助言

- \* 必要時、学校設置者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門的な助言を受けると同時に、学校生活管理指導表に記入した主治医と連携をとり、緊急時の対応を含めて専門的観点から指導を受ける。

#### 4 各学校での取組プラン案の立案

\* 各学校での取組プラン案を作成する。

##### (1) 学校生活の中で行う配慮

\* 学年主任・学級担任が中心になり、給食や昼食時間だけでなく、食物を扱う学習活動（家庭科・生活科等の教科・特別活動・総合的な学習の時間等）や、疾患の症状を発症・悪化させる学習活動を洗い出し、対応可能な取組プラン案を作成する。

**様式例 6** IV-10

**資料 8** V-22

##### (2) 緊急時の対応

###### ① 緊急対応時の体制づくり

管理職、養護教諭、保健主事が中心になり、緊急対応時の体制づくりと緊急時の対応マニュアルを作成する。

\* 個人カルテをもとに、対応を想定しておく。

**様式例 7** IV-16

**様式例 8** IV-17

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

アナフィラキシー発症時の対応の流れ(例) III-1

###### ② 緊急時に備えた処方薬の取扱対応<Ⅲ 緊急時対応・エピペン<sup>®</sup>編参照>

\* 緊急時に備えた処方薬（内服薬、エピペン<sup>®</sup>等）の管理は、対象児童生徒の携帯・保管を原則とする。

\* 学校で管理する場合は、学校の実情に即して、主治医・学校医・学校薬剤師の指導のもと、保護者と十分協議を行い、その具体的な方法を決定する。決定については、次の3点を確認する。

1. 学校が対応可能な事柄
2. 学校での管理体制（保管場所・保管方法・対応教職員等）
3. 保護者が行うべき事柄（学校や家庭への持参状況・使用期限・破損の有無の確認等）

**様式例 9** IV-18

**資料 3** V-4

参考 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」  
公益財団法人 日本学校保健会「エピペン<sup>®</sup>の管理」

③ 学校における緊急時のエピペン<sup>®</sup>の投与について

- \* エピペン<sup>®</sup>は、本人や保護者が自ら接種する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは、医師から処方される際に十分指導を受けている。
- \* 投与のタイミングは、アナフィラキシー症状が進行する前の初期症状（呼吸症状）のうちに注射することが効果的であるとされている。

参考：一般向けエピペン<sup>®</sup>の適応（日本小児アレルギー学会）

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける	・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み	・声がかすれる ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている	・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

- \* アナフィラキシー症状の進行は一般的に急速であり、症状によっては、エピペン<sup>®</sup>が手元にありながら児童生徒が自己注射できない場合も考えられる。
- \* エピペン<sup>®</sup>の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外のものである第三者）が「医行為」を反復継続する意図を持って行えば医師法第17条に違反することになる。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン<sup>®</sup>を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならない。
- \* また、医師法以外の刑事・民事の責任についても人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関連法規の規定によりその責任が問われないものとする。
- \* エピペン<sup>®</sup>の処方を受けている児童生徒が在籍している学校は、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関等地域の関係機関と連携する。

消防機関への情報提供は、様式例 10 により、所管の消防本部に行く。  
本様式は、年度毎に提出するものとする。

（県コントロールメディカル協議会承認済み）

**様式例10** IV-20

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

緊急時に備えた処方薬の取り扱い III-2

資料5 V-6

資料6-1, 2, 3 V-14, 15, 19

資料7 V-21

資料9 V-23

### (3) 学校給食に対する対応

栄養教諭・栄養職員、給食主任、学級担任等が中心になり、学校生活管理指導表や食物アレルギーに関する調査等をもとに、対応可能な取組プラン案を作成する。

#### ○対応例

- ・「詳細な献立表・成分表を活用した対応」  
(事前に保護者が除去食品を判断する)
- ・ 弁当対応 (完全弁当対応又は、一部弁当対応)
- ・ 除去食
- ・ 代替食

#### 参考：

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

公益財団法人 日本学校保健会

「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省 (平成 27 年 3 月)

### (4) 児童生徒への指導

#### ① 対象児童生徒への個別指導

アレルギー疾患の発症を防ぐには、原因となる食品を避けることが重要で、誤食のないよう、子供自らが表示等を確認し、自分で避ける力を育成する。そのためには、保護者を中心に子供の発達段階や状況に合わせて、保健指導、栄養指導、生活指導を行い、アレルギー疾患の自己管理能力を育成することが必要である。

#### ○ 生活指導

- ・発達段階に合わせて、原因食物を口にすると体に通常と違う反応が現れることを知り、その食物を口にしないよう、理解と対応する力を身につける。
- ・学校給食では、献立等で使用されている食品を確認し、自分で摂取の仕方を判断することができるよう指導をしていく。
- ・友達から勧められたときに、理由とともにきちんと断ることができるように指導していく。

#### ○ 保健指導 (発症対応と体調管理)

- ・発症時の周囲への周知  
誤って原因となる食品を飲食し、気分不快やかゆみ等の症状が現れた場合は、直ちに周囲の人に知らせるよう指導する。
- ・必要に応じて、規則正しい生活、安定した精神状態を保つ指導を行う。

#### ○ 栄養指導

- ・必要時、病状や発達段階に合わせて主治医の指導を受けながら、栄養指導を行う。



## ② 周りの児童生徒への指導

- 保護者や本人の考えを考慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、「食物アレルギーという病気」を理解できるよう指導する。
- ・誰でもなる可能性がある病気であること。
  - ・好き嫌いや偏食とは異なり、体質のひとつである。他の人には何でもない食品が、人によっては生命の危険に関わることがあること。

また、保護者や本人の考えを考慮しながら、必要な場合は他の保護者との共通理解を図る。

参考：「アレルギーポータル」 日本アレルギー学会／厚生労働省

## 5 保護者との話し合い

- \* 学校で、「対応できる内容」「対応できない内容」について正確に伝え、保護者の理解と協力を得るようにする。
- \* 緊急時の対応については、状況に合わせて具体的に確認を行う。
- \* 緊急時に備えた処方薬については、児童生徒の実態に合わせた保管場所・留意事項・使用対象症状等を確認し、必要時文書で確認をとる。
- \* エピペン<sup>®</sup>については、保護者の同意を得た上で、管轄消防所に情報提供・連携体制づくりを行うことに理解を得られるよう努める。
- \* 常に、対象児童生徒の状況について正確な情報交換と適切な対応が行えるようにする。症状等に変更があった場合や学校での状況等、共通理解が図れるよう、連絡をとりあうとともに、具体的な連絡先や連絡方法の確認を行う。

参照 アレルギー疾患対応における留意事項 II-3

## 6 校内での教職員の共通理解

- \* 保護者の同意のもと、全教職員がアレルギー疾患について正しく理解できるよう、会議や研修を行い、共通理解と体制づくりを行う。特に、エピペン<sup>®</sup>の使用のタイミングや使用手順・方法については、保護者の協力を得て、主治医の指導・助言を得ることが望ましい。
- \* 保護者と話し合い決定した取組プランをもとに、教職員の役割の確認をする。

## 7 取組の実施

---

- \* 取組プランを基に対応を実施。
- \* 必要時、関係機関との連携体制づくりを行う。
  - ・主治医、学校医への連絡は密に行い、必要時指導・助言を受ける体制を整える。
  - ・所管教育委員会に状況報告を密に行い、必要時指導・助言を受ける。

## 8 定期的な話し合い

---

- \* 日常の健康観察で必要が認められた場合、治療や検査でこれまでの対応が変更になった場合等は、保護者との話し合いを適宜行い、取組プランの内容の見直し、改善を行うようにする。
- \* 配慮や管理に変更がない場合も、年度ごとに主治医との対応の確認を行い、必ず保護者と話し合いをもつ。

資料13 V-31

- \* 主治医から対応の変更が指示された場合は、学校生活管理指導表の再提出を依頼する。

## 9 校外行事・宿泊を伴う行事の際等の保護者との話し合い

---

アレルギー疾患のある児童生徒が、できる限り他の児童生徒と同様な校外学習・宿泊行事が行えるよう、学習内容・宿泊場所等を検討する。

- \* 事前計画案、旅行業者や保護者等からの情報をもとに、どの場面でどのような対応、配慮を行うかを確認する。
- \* 緊急時の対応のため、次の事柄を確認する。
  - ・緊急時に備えた処方薬の持参・保管の方法
  - ・症状が出たときの対応
  - ・処方薬の使用の状況等、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の医療機関、受診時の必要情報）、主治医との連絡方法 等

資料10 V-24

資料11 V-25

資料12 V-30

参考：京都府 ホームページ  
「食物アレルギーの子 京都おこしやす事業」

## 10 定期的な教職員の研修開催・研修会への参加

- \* 組織的な対応を行うために、校内研修会を定期的を開催する。必要時、学校医、学校薬剤師、主治医、地域消防機関に協力を求め、より実践的な内容とする。
- \* 食物アレルギーのアナフィラキシーは、学校において初発で起こる場合もあるため、すべての学校で緊急時対応に備えた実践的な訓練にも取り組む。
- \* 県や管内規模の研修会へ積極的に参加し、校内職員に還流を図る。

### <校内研修会の内容 例>

- 1 食物アレルギーの理解
- 2 アナフィラキシーの理解
- 3 学校におけるアレルギー疾患対策の基本的な考え方
- 4 学校生活上の留意点  
(給食、給食以外の授業活動等、該当児童生徒の取組プラン)
- 5 緊急時の対応  
(組織的な対応、救急車の要請、エピペン<sup>®</sup>の正しい使い方、救急処置等)
- 6 発症の想定を基にした緊急時の実践的な対応訓練

### <活用できる資料>

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」  
(日本学校保健会)
- 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル 改訂版」  
(山梨県教育委員会)
- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」  
(厚生労働省ホームページ)
- 「アレルギー疾患対応資料 (DVD) 映像資料及び研修資料」  
(文部科学省 H27.3)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」  
(文部科学省 H27.3)

### 参考：エピペン<sup>®</sup>練習用トレーナーの無償貸出

ヴィアトリス製薬株式会社のサイトで案内文を一読し、申し込む。

## 11 学校での食物アレルギー等アナフィラキシー症状の発症報告

### <発症報告の対象>

学校管理下で、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック又はアナフィラキシー症状（疑いを含む）を発症した児童生徒

\*アナフィラキシー症状とは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいい、アナフィラキシーショックは、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合をいう。

### 1 学校

- (1) 発症時の状況等、実態を把握する。
- (2) 校内アレルギー対応委員会等で協議する。

- ① 事故状況の把握等、情報の共有
- ② 改善策の協議

### (3) 事故状況と改善策の報告

- ① 様式12及び13にて報告する。

\* 報告は、事故発生から概ね1ヶ月以内を目安に行う。

### 2 市町村（組合）教育委員会

報告されたすべての事例について正確かつ迅速に把握するとともに、必要に応じて当該校に方策の改善を求める。また、その都度教育事務所に報告する。更に、集約した事例を所管内で共有し、事故防止の徹底を図る。

### 3 教育事務所

報告されたすべての事例について、速やかに県教育委員会（保健体育課）に報告する。

### 4 県教育委員会（保健体育課）

事故防止の徹底を図るため、報告されたすべての事例について正確かつ迅速に把握するとともに、事例の原因と事故防止に必要な事柄について、医師・消防関係者・学校関係者の代表で検討を行い、必要な情報を学校等に周知する。

